

Cartel Watch

カルテル・ウォッチ 第2巻第2版

本号のカルテル・ウォッチでは、引き続き米国及び世界のカルテル規制の執行及び後続する独占禁止法に基づく民事クラスアクションについて特集しています。

刑事執行最新情報

独占禁止法違反における初の身柄引渡し—ドイツでのマリンホース元役員の逮捕

独占禁止法に関して初めて身柄引渡し認められた事案として、イタリア人である Romano Piscioti 氏が、フランクフルト空港での乗継ぎの際に逮捕されてから10カ月近く経った後、2014年4月4日に、フロリダ州マイアミに身柄を移送されました。Piscioti 氏は、逮捕された際、ナイジェリアへの出張からイタリアに帰る途中だったとのこと。Piscioti 氏は、1999年から2007年まで継続したマリンホースに関する国際的な談合事件への関与の嫌疑に関する重罪1件の訴追を受けています。Piscioti 氏は、イタリアに本社を置くマリンホース製造会社であるParker ITR Srl の元役員です。Piscioti 氏は、マリンホース市場のシェアの分配について他の共謀者と共謀し、マリンホースの価格設定のために価格リストを使用し、一定の案件について入札に参加せず又は意図的に高額の入札を行うことで共謀者間で競争を行わないことを合意したとされています。米国司法省(DOJ)の調査においては、現在までに5つの会社と9名の個人が有罪を認めています。また、マリンホースに関する共謀が発見されてからは時間が経過しているものの、会社及び個人に対する調査は継続され、それぞれが事件において果たした役割に対する訴追が行われています。DOJの公表文はこちらからご覧になれます(http://www.justice.gov/atr/public/press_releases/2014/304888.htm)。

DOJが海上自動車運送業者に890万ドルの罰金を賦課

2014年2月27日、チリの子会社であるCompañía Sud Americana de Vapores (CSAV) は、国際海上自動車運送業界における一連のカルテル規制執行のための活動においておそらく最初に、有罪を認めて890万ドルの罰金を支払うことに同意しました。連邦裁判所に提出された資料によれば、CSAV はコンテナを使用しない、自動車及びトラック並びに建築、鉱山及び農業用設備などの、いわゆる“roll-on, roll-off cargo”の運搬サービスに関して、不正入札、価格操作及び顧客分配に関する共謀に参加したとされています。なお、2012年9月に欧州及び日本の競争当局が複数の業者の事務所に立入捜査を行うなど(下記、公正取引委員会の活動に関する記載を参照)、同業界に対する調査は現在も継続しており、米国内外において更なる有罪合意及び罰金賦課がなされる可能性が残っています。

デンソー元役員が司法妨害罪に関し有罪に同意

2014年2月、株式会社デンソー(デンソー)の元取締役が、反トラスト局による米国その他の地域で販売された自動車に組み込まれたヒーター制御パネルの価格操作の共謀に関する調査における司法妨害に関する重罪1件について、有罪に同意しました。2010年初めにFBIがデンソーの米国子会社に対する捜索令状を執行したことを知り、当時トヨタ営業部門の部門長であった藤谷一明氏は、トヨタ・アバロン向けのヒーター制御パネルに

ついでにトヨタの見積依頼に関するデンソーと一又は複数の競合他社間のコミュニケーションを証明する多数の電子メール及び電子文書を消去したとされています。藤谷氏は、米国の刑務所での1年と1日間の収監の判決に服することに同意しています。また、この有罪合意は、デトロイトにあるミシガン州東部地区の米国地方裁判所の承認を条件としています。なお、デンソーは、2012年3月、ヒーター制御パネル及び電子制御ユニットの価格操作に関する共謀における役割について有罪を認めるとともに、7800万ドルの罰金の支払を命じられています。U.S. v. *Fujitani*, No. 14-cr-20087 (E.D. Mich, Mar. 11, 2014)

米国後続民事クラスアクション最新情報

Motorolaは海外子会社によるLCD価格操作に基づく請求認められず

外国取引反トラスト改革法(Foreign Trade Antitrust Improvements Act)(FTAIA)の重要な展開として、2014年3月27日、米国第七巡回控訴裁判所の裁判官3名による合議体は、Motorolaの子会社によるLCD製造業者らに対する請求を却下する旨の地方裁判所の判断を支持する旨の決定を下しました。巡回控訴裁判所は、訴訟で主張されている、Motorolaのユニットに対して海外で販売された後、Motorolaによる米国での再販売用に出荷された携帯電話に組み込まれたLCDの価格操作による影響は間接的であり、FTAIAに基づき請求は制限されると判示しました。このような行為は、米国の商業に対して「直接的、実質的かつ合理的に予見可能な効果」を有せず、また米国における影響はMotorolaの独占禁止法違反に基づく「請求の原因とな」らないため、FTAIAの「国内的影響」の例外の要件を満たさないと判断されています。巡回控訴裁判所は、本件のような事案は、「外国での行為が幾つもの層によりフィルターされて、最終的には米国に僅かな波紋しか生じない」事案であると判示しました。また、同裁判所は、シャーマン法の過剰な拡大適用及び、米国による世界的な競争政策の監視の努力に伴う諸外国との緊張を回避する必要性について、警鐘を鳴らしています。地方裁判所の判断に関する我々の報告についてはこちらをご覧ください(<http://antitrust.weil.com/cartel-watch/cartel-watch-volume-2-issue-1/>)。

CRT価格操作訴訟の原告らは米国でのディスカバリー手続においてEUの異議告知書を入手できず

2014年3月26日、ブラウン管(CRT)の直接的購買者らによる複数地区に係る独占禁止法訴訟を審理している連邦判事は、2012年12月のCRT製造業者らに14億7000万ユーロの制裁金を科す旨の欧州委員会(EC)による決定の開示を否定しました。Samuel Conti判事は、「本件においては礼譲が発見の重要性を上回っており」、ECの規制及び欧州連合の機能に関する

条約のいずれもが、ECに対してEU競争法に従い入手又は交換した情報を公表することを差し控えるよう要請していると判示しました。しかしながら、Conti判事は、上記ECの決定が原告らのディスカバリーの対象範囲内の関係事実を含み得ることから、EUに対して公表版を速やかに開示するように要請しています。原告らは、上記ECの決定は主張されている共謀に関する期間、地理的範囲及び被告らの共謀に基づく価格設定活動を含む詳細な事実を提供するものであり、彼らの訴訟において非常に重大なものであると主張していました。In re Cathode Ray Tube Antitrust Litigation, 3:07-cv-05944, N.D. Cal.

Samsung SDIがCRT価格操作に関する訴訟で直接的購買者クラス原告と3300万ドルで和解

Samsung SDIは、テレビやコンピュータディスプレイに使用されたCRTの直接的購買者らによる価格操作に関する訴訟に関して、製造業者の中で最後に、3300百万ドルを支払うことで和解に合意しました。この和解合意は、2007年に提起された直接的購買者らによるクラスアクションにおけるこれまでの7件の和解の中で最大のものとなります。Chunghwa、Philips、パナソニック、LG、東芝及び日立製作所は、直接的購買者クラスとの間でこれ以前に和解しています。なお、日立製作所及びSamsung SDIの和解については、裁判所の承認がまだ条件となっています。In re Cathode Ray Tube Antitrust Litigation, 3:07-cv-05944, N.D. Calif.

カナダでの共謀に拘わらずチョコレート製造業者に有利な略式判決

連邦裁判所は、米国での価格について共謀を行ったとするチョコレート製造業者に対する独占禁止法訴訟において、Nestlé、Hershey及びMarsに対して有利な略式判決を下しました。ペンシルバニア州中部地区の米国地方裁判所は、カナダにおける異なる共謀の証拠の存在にも拘わらず、原告らの証拠は請求をサポートするのに不適切なものであると判示しました。Nestlé USA, Inc.、The Hershey Co.、Mars, Inc.及びMars Snackfood US, LLCは米国のチョコレート菓子市場の75%以上を占めています。そして、2002年、2004年及び2007年には、被告らは、ココアに関するコストの大幅な上昇に対応し、その製品の価格をほぼ同時に値上げしました。Mars Canada、Nestlé Canada、Hershey Canada及びCadbury Adamsは、2008年にカナダにおけるチョコレートの価格操作に係る民事訴訟でそれぞれ和解しており、また、2013年にはカナダの競争政策局が同一の共謀に基づきチョコレート製造業者らを刑事起訴し、Hershey Canadaは当該刑事訴追に関して有罪を認めて400万ドルの罰金を支払って和解しており、原告らは、カナダにおける共謀の証拠に大幅に依拠していました。この米国地方裁判所の判断は、併合された主要小売業

者及び認定された直接的購買者クラスによる91件の民事訴訟に影響を与えることとなります。本件の更なる検討については、こちらをご覧ください(<http://antitrust.weil.com>; Article, US Antitrust Suit Dismissed Notwithstanding Evidence of Canadian Conspiracy, Mar 18, 2014)。

世界における展開

公正取引委員会が海上自動車運送業者に記録的な制裁命令

海上自動車運送業界における世界的な調査の最初の執行事例の一つとして、日本の競争当局は総額227億円(2億2350万ドル)の課徴金を海運業者4社に対して課しました。これは日本当局がこれまでにカルテルに関して課した課徴金の中で2番目の総額規模となります。公正取引委員会は、日本郵船株式会社(日本郵船)、川崎汽船株式会社、Wallenius Wilhelmsen Logistics 及び日産専用船株式会社が、北米、欧州、中東及びオセアニア間の海上自動車運送ルートに関して、不正入札及び価格操作の共謀に参加していたとしています。なお、5社目の参加事業者である株式会社商船三井は、カルテルを最初に申告した事業者として、公正取引委員会のリニエンシー制度により制裁を免れています。日本郵船は、2012年1月に96億円の支払を命じられた自動車部品製造業者の矢崎総業株式会社を超えて、公正取引委員会が過去に課した中で最高額の課徴金納付命令を受けています(131億円又は1億2900万ドル)。公正取引委員会の公表文はこちらからご覧になれます(<http://www.jftc.go.jp/en/pressreleases/yearly-2014/March/140318.html>)。

EUの民事競争訴訟促進法が最終化に近づく

2014年3月、EUの立法機関及び参加国は、民事原告らによる独占禁止法違反に基づく損害賠償の効果的な追及を可能にすることにより、民事競争訴訟を促進することを目的とするカルテル訴訟法の最終化にまた一歩近づきました。ECの提案は、違法なカルテル行為の被害者による裁判所における損害の回復を容易にするために設計された、一連の改革の実施をもたらすものと予想されています。ECの広報担当官によれば、立法機関が数カ月中に制度を最終化する道を拓く欧州議会及び欧州理事会の妥結が成立したとのこと。この法律の展開に関する以前の解説についてはこちらをご覧ください(<http://antitrust.weil.com>; 2014年2月18日カルテル・ウォッチ第2巻第1版)。

フランスが消費者クラスアクション法を承認

2014年3月18日、フランスの立法機関は、消費者保護及び独占禁止法違反に関する集団訴訟を可能にする新制度であるHamon法を公表しました。2月13日に採択された同法は、消費

者を代表して民事独禁クラスアクションを提起することを容易にするものです。ただ、米国のクラスアクションの手続とは異なり、政府が承認した消費者団体のみがクラスアクションを提起することができ、かつ、それらのクラスアクションは最低でも2名以上の消費者を代表するものでなければならないとされています。また、会社は独占禁止法違反による損害の賠償を求めて参加することはできません。当該クラスの他の消費者は、債務の発見が通知された後に裁判官から2カ月から6カ月の間で指定された期間内に手続に参加することができます。(2014年3月17日発効French Law No. 2014-344。この法律の更なる分析についてはこちらをご覧ください(<http://antitrust.weil.com>; Alert, France Adopts a Class-action System "à la française," Mar 31, 2014)。

ECがポートフォリオ企業によるカルテル違反につき金融投資会社の責任を肯定

2014年4月2日、ECは、地下及び海底高圧電線の製造業者らに対して、10年近くにわたって国際的な市場分割及び顧客分配を行ってきたとして、約3億200万ユーロの制裁金を課しました。この決定は、2005年にPrysmian SpA (Prysmian)を買収したGoldman Sachs など、カルテル参加事業者の複数の親会社についても、違反事業者に対して「決定的影響」を行使していた期間における連帯責任を認めています。Prysmian は、違反事業者のうち最大の1億500万ユーロ近くの制裁金を課されており、Goldman Sachsは、そのうち約3700万ユーロについて連帯責任を負っています。2009年1月に開始された調査においては、典型的には発電設備と送電網又は異なる国家間の相互接続送電網の接続に利用されていた高圧電線の製造業者らに焦点が当てられていました。ABBは、最初にカルテルの存在を申告した事業者として、他の11社の製造業者が約3億200万ユーロ近くの制裁金を課されたのに対し、制裁の完全な免除を受けています。ECの公表文については、こちらをご覧ください(http://europa.eu/rapid/press-release_IP-14-358_en.htm)。

ロシア規制当局がロシア独占禁止法の初の域外適用事例としてウズベキスタンの携帯電話会社の独占禁止法違反を認定

2月26日、ロシアの連邦反独占庁(FAS)は、Rubicon Wireless Communication, Ltd.、及びUzbektelecom の支社であるUzmobileについて、ロシア独占禁止法違反の責任を認めました。FASは、これらウズベキスタンの携帯電話会社2社が主要な競争相手であるUzdunrobot をウズベキスタン市場から排除することを合意し、独占禁止法第11条に違反してウズベキスタンとロシアの間の国際ローミング回線の容量を減少させたものと判断しています。さらに、FASは、上記の合意が、ウズベキスタン最大手の携帯電話会社でありロシアの電話会社の子

会社であるUzdunrobot の権利及び利益を侵害したとしてい
ます。本件は、FASが域外適用の原則をロシア国内市場に影響
を与える外国企業間の反競争的合意に適用した最初の事例と
なりました。過去の事例においては、合意の当事者のうち少な
くとも一当事者はロシア企業となっていました。FASの公表文
についてはこちらをご覧ください([http://en.fas.gov.ru/news/
news_33544.html](http://en.fas.gov.ru/news/news_33544.html))。

カルテル罰金トラッカー – 2014年第1四半期

2014年の幕開けはDOJ、EC及び公正取引委員会にとって活発
なものとなりました。自動車部品及び海上自動車運送に関す
る世界的な調査は、年内を通じて3法域の全てにおける罰金
の集計に寄与するものと予想されます。

法域	2014年第1四半期(1/1-3/31)の罰金総額
米国	4億9736万米ドル
EU	1億1400万ユーロ(約1億5670万米ドル)
日本	253億円(約2億4870万米ドル)

Cartel Watchは、Weil, Gotshal & Manges法律事務所(767 Fifth Avenue, New York, NY 10153, +1 212 310 8000, <http://www.weil.com>)の
Antitrust/Competitionプラクティスグループによる刊行物です。

本**Cartel Watch**の内容につきご質問がございましたら、またWeilのAntitrust/Competitionプラクティスについての詳細をご要望の方は、定
期的に連絡をお取りいただいているWeilの担当者又は以下の編著者まで、ご連絡ください。

編者:

Steven Reiss (NY)	Bio Page	steven.reiss@weil.com	+1 212 310 8174
Adam Hemlock (NY)	Bio Page	adam.hemlock@weil.com	+1 212 310 8281
Eric Hochstadt (NY)	Bio Page	eric.hochstadt@weil.com	+1 212 310 8538

執筆担当者:

Megan A. Peloquin (DC)	Bio Page	megan.peloquin@weil.com	+1 202 682 7026
------------------------	--------------------------	--	-----------------

執筆協力者:

D. Jane Cooper

© 2014 Weil, Gotshal & Manges LLP. All rights reserved. Quotation with attribution is permitted. This publication provides general
information and should not be used or taken as legal advice for specific situations that depends on the evaluation of precise factual
circumstances. The views expressed in these articles reflect those of the authors and not necessarily the views of Weil, Gotshal &
Manges LLP. If you would like to add a colleague to our mailing list, please [click here](#). If you need to change or remove your name from
our mailing list, send an email to weil.alerts@weil.com